

令和2年4月27日

保護者の皆様へ

葛飾区子育て支援部 育成課
子育て支援課
保育課

「緊急事態宣言」に伴う保育施設等の利用について

緊急事態宣言の延長の有無について、国の発表が大型連休中になることが想定されますので、本区の、5月7日以降の保育につきまして、事前に下記のとおりお知らせいたします。

記

当面の間（5月10日まで）は、感染拡大の防止のため、引き続き、保育施設は休園とし、業務に従事せざるを得ない方などに限定した最小限の保育として「緊急事態保育」を継続します。

やむを得ず家庭保育ができず登園する場合は、「緊急事態保育連絡票」を保育施設にご提出ください。

5月11日以降については、緊急事態宣言の動向がわかり次第、改めてお知らせします。

※今後、保育施設をご利用する方は、園内で感染症が発生した場合の調査に必要となりますので、可能な限り、行動記録を取ってください。

※本通知につきまして、状況により変更させていただく場合には速やかにお知らせいたします。